

「厚生労働省後援リンパ浮腫研修運営委員会(以下「運営委員会」)」教育評価認定部会は「専門的リンパ浮腫研修」の評価認定について、以下に基づき協力団体が申請した研修について検討を行い、「運営委員会」にその都度報告する。

## 1. 申請について

「専門的リンパ浮腫研修」は、「専門的なりんぱ浮腫研修に関する教育要綱」(厚生労働省委託事業「がんのリハビリテーション研修」リンパ浮腫研修委員会)に沿った研修に対して、「運営委員会」の規程に基づいて評価し、その内容を審議した上で認定する。

## 2. 「専門的リンパ浮腫研修」の申請の資格

- 1) 「運営委員会」が主催する「専門的リンパ浮腫研修意見交換会(以下「意見交換会」)」に、研修協力団体として参加していること
- 2) 「リンパ浮腫複合的治療料に関する施設基準(第47の3の2) 1. ウ(イ)」に基づいた研修の開催実績があり、その内容を報告できること
- 3) 「運営委員会」規定に基づいて、評価を受けること

## 3. 認定申請のための意見交換会への参加

意見交換会への登録希望団体は「リンパ浮腫研修意見交換会登録申請書」の提出を以って、専門的リンパ浮腫研修意見交換会に参加することができる

## 4. 評価認定の基準

- 1) 「運営委員会」が主催する「意見交換会」及び「専門的リンパ浮腫研修交流研修会(以下交流研修会)」に参加し、研修のプログラムや内容等の理解に努めること
- 2) 「リンパ浮腫複合的治療料に関する施設基準(第47の3の2) 1. ウ(イ)から(ハ)をすべて満たしている」こと
- 3) 評価認定を申請する研修に、「運営委員会」の規定に基づいた「教育評価」(視察等)を受け、フィードバックに対して改善報告書を提出し、研修の質の維持、向上に努めること
- 4) 認定を受けた後も、「運営委員会」が主催する「意見交換会」及び「交流研修会」に参加し、研修内容の質の維持向上に努めること
- 5) 医療広告ガイドライン(厚生労働省)を遵守し、研修を運営すること

## 5. 評価認定審査

- 1) 審査は、3月までに申請のあった当年度の研修を対象とする
- 2) 最終審査の結果(認定)については、「運営委員会」委員長から申請者に通知する
- 3) 「運営委員会」委員長は、認定の結果を厚生労働省に報告するとともに、「専門的リンパ浮腫研修」の認定団体として名簿に登録し、公開(公示)する
- 4) 認定証(内容)は通知とともに送付する
- 5) 審査結果で認定された研修協力団体は、毎年、年次報告書(年間研修予定・実績 様式 S2-4 T1-8)を提出し、「運営委員会」で書面による現況調査を受ける
- 6) 認定後の研修の更新は単年ごととするが、6の理由により不適格となった場合は、認定期間中でも認定を取り消すことができる

## 6. 資格の喪失

研修の認定を受けた後でも、下記のいずれかに該当する場合は、「運営委員会」の審査に基づいて認定を取り消すこととする。

- 1) 毎年、年次報告書を提出しなかったとき
- 2) 毎年、年次報告書で内容が不適当と認められるとき
- 3) 単年ごとの更新の申請をしなかったとき
- 4) 「運営委員会」が主催する「意見交換会」「交流研修会」に参加がないとき
- 5) その他、「運営委員会」教育評価認定部会運用内規に基づいて不適当と認められるとき

附則 この資料は、2020年4月1日より改訂、適用する。